

個人情報ファイルの名称	戸籍システム	
行政機関等の名称	相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	民生部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法（昭和22年12月22日法律第224号）による事務のため	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日・年齢、5本籍・国籍、6住民票コード・宛名番号、7親族関係、8婚姻	
記録範囲	現戸籍・除籍及び改製原戸籍に登載されている者全員	
記録情報の収集方法	本人からの申告・申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	各官公署・各市区町村・J-LIS	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）企画政策部企画政策課	
	（所在地）相馬市中村字北町63番地の3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	各記録項目の内容については戸籍法（昭和22年12月22日法律第224号）第113条及び第114条に基づき訂正請求ができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	